

# 岐阜県 張出歩道点検マニュアル

令和6年5月



岐阜県県土整備部 道路維持課



## 目 次

1. 適用範囲.....	1
2. 点検の目的 .....	2
3. 連絡体制.....	3
4. 定期点検の頻度.....	4
5. 定期点検の方法（状態の把握） .....	5
6. 定期点検の体制.....	7
7. 安全対策.....	8
8. 健全性の診断 .....	10
9. 措置 .....	13
10. 記録.....	14
別紙 1 用語の説明.....	15
別紙 2 点検項目（変状の種類）の標準（判定の単位） .....	17
別紙 3 点検表記録様式、損傷写真、径間設定図、損傷図、写真台帳の記入例 .....	18
別紙 4 主な着目点.....	23
別紙 5 張出歩道の形式.....	25
別紙 6 判定の手引き .....	28

## 1. 適用範囲

本マニュアルは、岐阜県が管理する張出歩道の定期点検に適用する。

### 【留意事項】

張出歩道は「歩行者または自転車（原動機付自転車を除く）の安全を確保する事を目的として、十分なスペースが確保できない幅員の狭い道路に張り出して設置される歩道」とする。

なお、定期点検に関して標準的な内容や現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものである。一方、変状の状況は、張出歩道の構造形式、利用状況及び供用年数、周辺環境等によって異なる。このため、実際の点検にあたっては、本マニュアルに基づき、個々の張出歩道の状況に応じて定期点検の目的が達成されるよう、十分な検討を行う必要がある。

## 2. 点検の目的

張出歩道の定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るために必要となる、張出歩道に係る維持管理の情報を得ることを目的に実施する。併せて、コンクリート部材や鋼部材等の一部が落下して第三者に与える影響（以下、「第三者被害」という。）を予防することを目的とする。

### 【補足】

張出歩道の定期点検は、下記の部位を対象に実施する。

- ・ 本体（床版、受桁、支柱、基礎※）
- ・ 路上（舗装、地覆、排水施設、転落防止柵）
- ・ 土工構造物（擁壁、法面）
- ・ その他付属施設（取付階段、歩車道境界防護柵 等）

※ 基礎は床版や受桁を支持する部位を示し、擁壁と兼用の構造も基礎として取り扱う。

※ 擁壁で支柱を支持する場合は、支持部周辺を「基礎」として取り扱う。

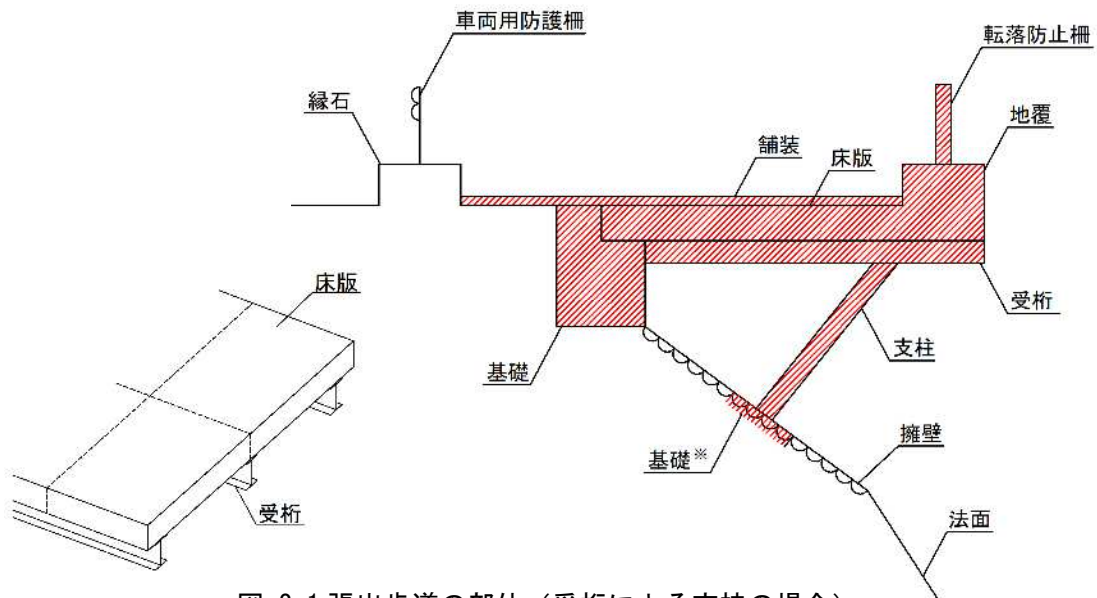


図 2-1 張出歩道の部位（受桁による支持の場合）

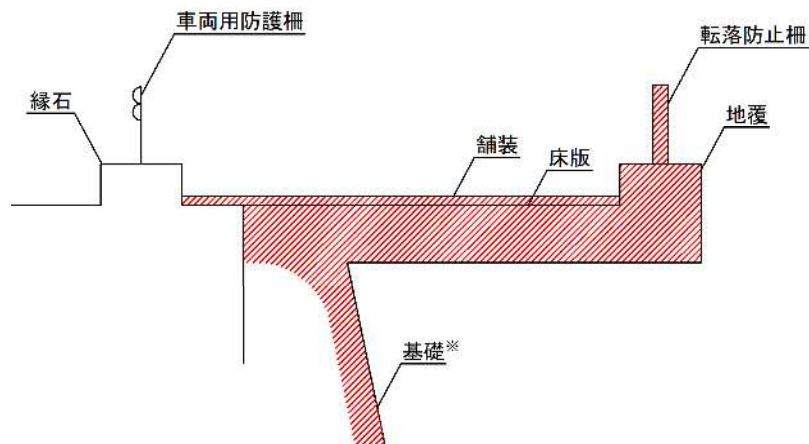


図 2-2 張出歩道の部位（擁壁が基礎を兼ねる場合）

### 3. 連絡体制

点検により張出歩道に関する重大な不具合を発見した場合には、速やかに関係者が情報を共有し、適切に対応することが大切である。

重大な不具合の発生が、その張出歩道のみの問題ではなく、他の張出歩道にも発生する可能性がある構造的な問題に起因する場合には、適切な対応によりリスクを低減しなければならない。

当面は、「図 3-1」の連絡体制により情報を共有する。

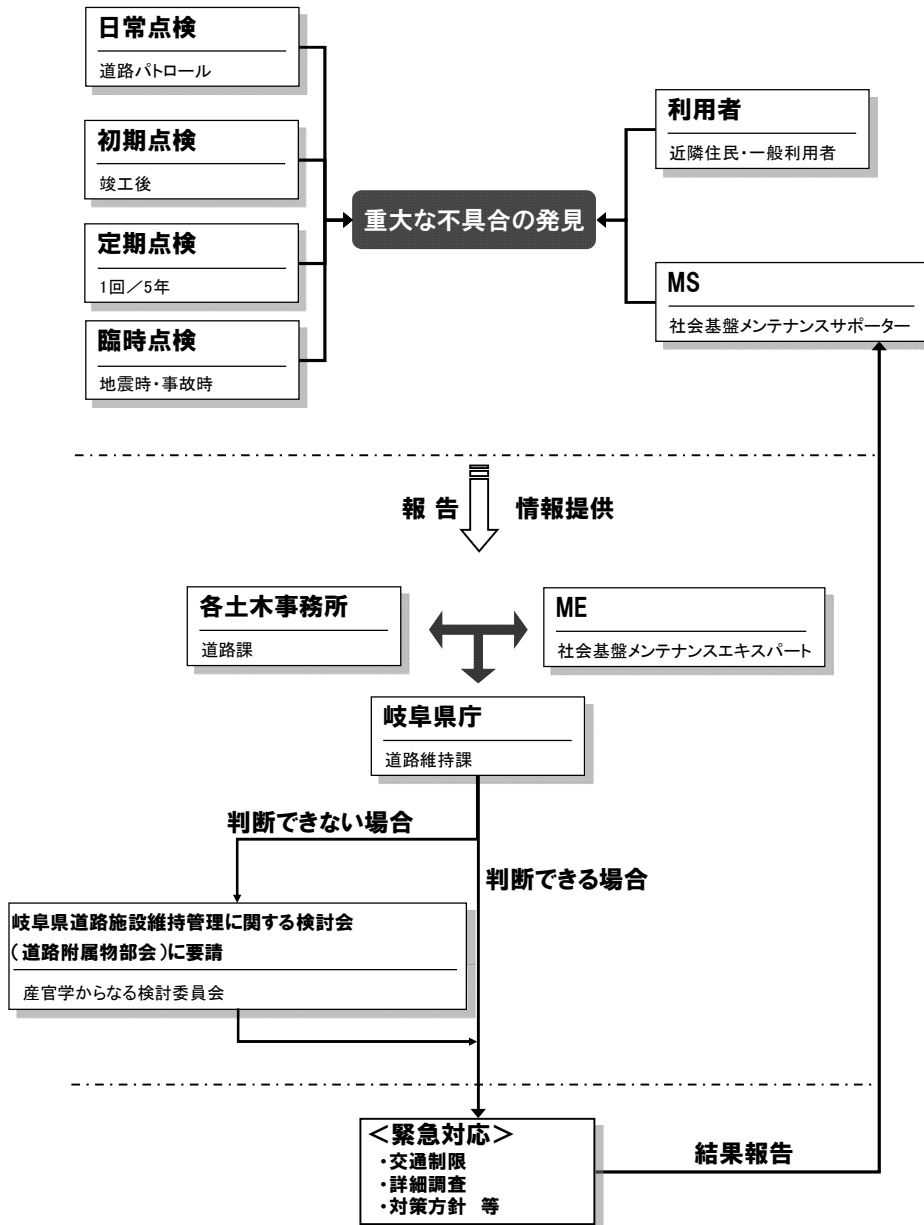


図 3-1 連絡体制

#### 4. 定期点検の頻度

定期点検は、施設完成後 2 年以内に初回を行い、2 回目以降は、5 年に 1 回の頻度で実施することを基本とする。

##### 【留意事項】

(1) 定期点検の初回（初回点検）は、施設完成時点では必ずしも顕在化しない不良箇所など初期損傷を早期に発見すること、初期状態を把握してその後の損傷の進展過程を明らかにすることを目的としている。初期変状の多くが供用開始後概ね 2 年程度の間に見られるといわれているため、供用開始後 2 年以内に行うものとした。

(2) 定期点検では、次回の定期点検までの期間に想定される張出歩道の状態の変化を考慮して健全性の診断を行う。

張出歩道の設置状況と状態によっては 5 年より短い間隔でも状態が変化したり危険な状態になる場合も想定される。よって、5 年以内に定期点検することを妨げるものではない。

また、施設の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等については適宜実施するものである。

## 5. 定期点検の方法（状態の把握）

定期点検（健全性の診断の根拠となる状態の把握）は、近接目視により行うことを基本とする。ただし、第三者被害が想定される箇所については基本的に全て打音検査を実施する。

### 【留意事項】

必要な知識と技能を有する者（以下、「定期点検を行う者」という）は、健全性の診断の根拠となる張出歩道の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

施設の健全性の診断を適切に行うために、定期点検を行う者が、外観性状を十分に把握できる距離まで近接し、目視することを基本とする。これに限らず、施設の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音や触診等の手段を併用することが求められる。

一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が張出歩道毎に判断することとなる。

ただし、触診や打音検査を含む非破壊検査について、岐阜県においては、第三者被害が想定される箇所（張出歩道の直下に道路や民地がある場合等）は、基本的に全て打音検査を実施することとする。

急傾斜地、河川、民地等により近接目視による状態把握が行えない場合は、点検支援技術等の活用を検討する。

張出歩道本体や路上以外の施設（土工構造物やその他付属施設）に、措置の対応が必要な変状を確認した場合は、道路管理者に直ちに報告を行うものとする。

また、道路管理者は、土工構造物（擁壁、法面）やその他付属施設の管理が他者の場合、報告を受けた変状について対象施設の管理者へ情報共有を行うものとする。

張出歩道は構造が多様であるため、点検時の着目点に留意が必要である（図 5-1 張出歩道の基本的な着目点）。その他の着目点については、「別紙 4 主な着目点」を参照。



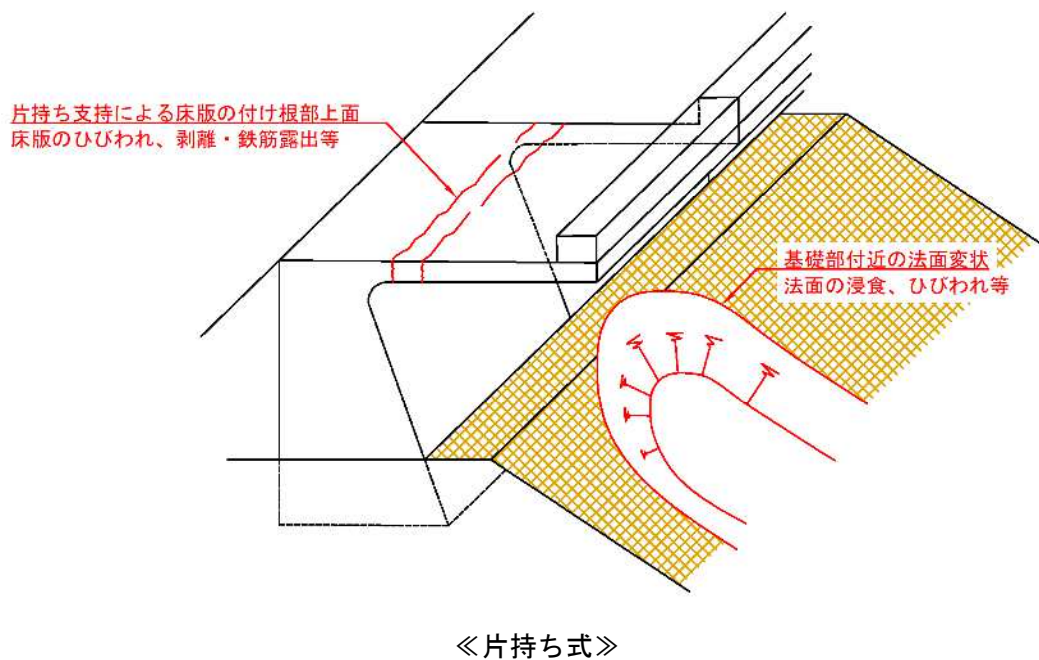
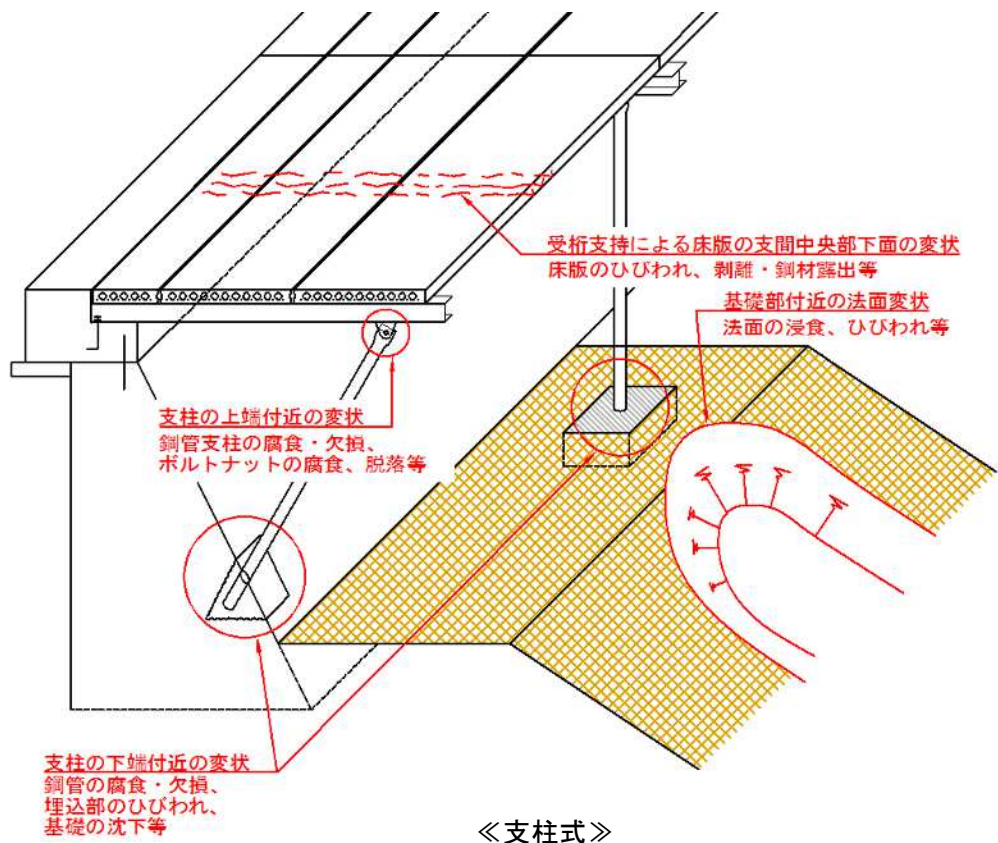


図 5-1 張出歩道の基本的な着目点

## 6. 定期点検の体制

張出歩道の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

### 【留意事項】

張出歩道等の施設は、様々な材料や構造が用いられ、また、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、また、これらによって、変状が施設に与える影響、変状の原因や進行も異なることから、施設の状態と措置の必要性の関係を定型化し難い。また、記録に残す情報なども、想定される活用方法に応じて適宜取捨選択する必要がある。そこで、必要な知識および技能を有する者が施設の定期点検を行うことが求められる。

たとえば以下のいずれかの要件に該当する者が行うことが重要である。

- ・ 張出歩道等の構造物に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
- ・ 張出歩道の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
- ・ 定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること

なお、相応な資格とは、技術士（道路、鋼構造及びコンクリート）、RCCM（道路、鋼構造及びコンクリート）、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、土木鋼構造診断士、社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）等をいう。

## 7. 安全対策

定期点検は、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を実施して行わなければならない。

### 【補足】

定期点検は供用下で行うことが多いことから、道路交通、第三者及び点検に従事する者の安全確保を第一に、労働基準法、労働安全衛生法その他関連法規を遵守するとともに、現地の状況を踏まえた適切な安全対策について、点検計画に盛り込むものとする。

主な留意事項は次のとおりである。

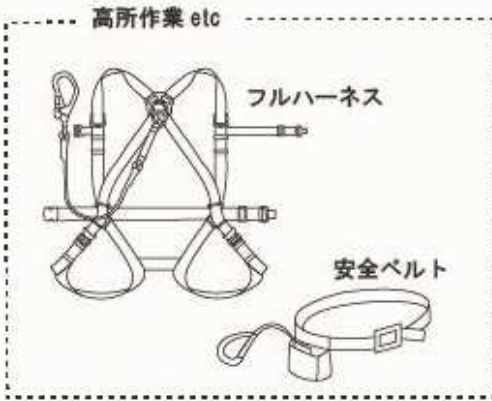
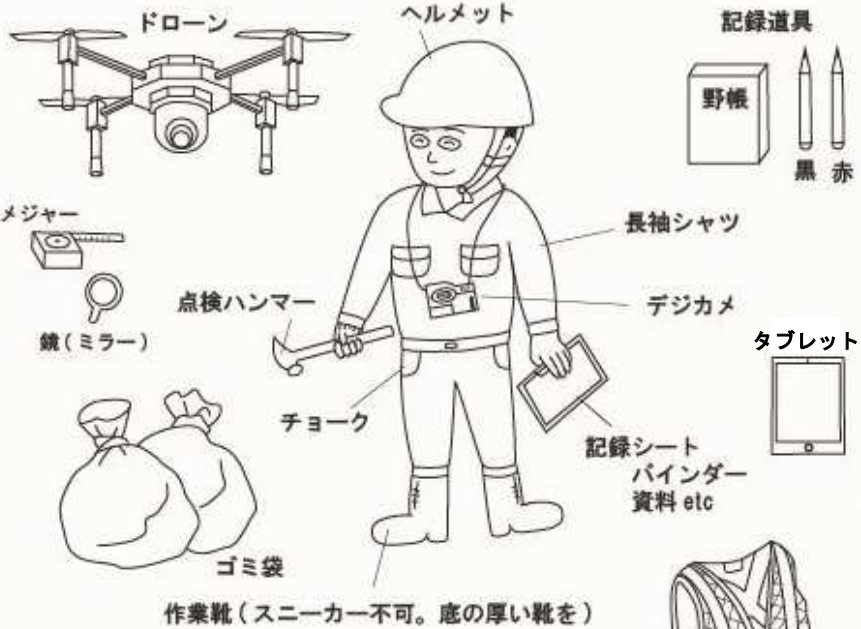
- ・ 高さ 2m 以上で作業を行う場合、点検に従事する者は必ず墜落制止用器具を使用する。
- ・ 足場、手摺、ヘルメット、墜落制止用器具の点検を始業前に必ず行う。
- ・ 足場、通路等は常に整理整頓し、安全通路の確保に努める。
- ・ 道路あるいは通路上での作業には、必ず安全チョッキを着用し、必要に応じて交通誘導員を配置し、作業区域への第三者の立ち入りを防止する。
- ・ 高所作業では、用具等を落下させないようにストラップ等で結ぶ等、十分注意する。
- ・ ロープアクセスなど特殊な技術を活用する場合は、関連する指針等を遵守する。
- ・ 点検時は、自動車交通や列車交通があることから、「道路工事保安施設設置基準(案)」に基づき、これらに十分留意し、安全を確保して作業を行う。
- ・ 梯子等を使用する場合には、1 名が必ず梯子の基部を固定し支える。
- ・ 点検装備は、「図 7-1」を参考にする。

☆点検はまず身なりから  
 ☆汚れてもよい服装で  
 ☆ヘルメットは必ず  
 ☆道具が落下しないような対策

コンクリート叩き点検



防塵眼鏡、防塵マスク



安全チョッキ  
 路面上作業の場合、  
 昼夜間とも



懐中電灯

クラックゲージ ルーペ

叩き点検	点検ハンマー
暗所部調査	懐中電灯(予備バッテリー)
狭あい部調査	鏡、コンパクト等
計測用	クラックゲージ、メジャー、ルーペ
記録用	デジタルカメラ、ドローン、タブレット、記録シート、バインダー、記録道具、資料類
安全対策	フルハーネス(高所作業)、安全ベルト、安全チョッキ(路面上作業)、防塵眼鏡(叩き点検など)、作業靴、ヘルメット、長袖シャツ、軍手
その他	ゴミ袋

図 7-1 点検装備

## 8. 健全性の診断

定期点検では、部材単位での健全性の診断と張出歩道毎の健全性の診断を行う。

### (1) 部材単位の診断

(判定区分)

部材単位の診断は、「表 8-1」の判定区分により行うことを基本とする。

表 8-1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

#### 【補足】

点検時に、うき・剥離や腐食片・塗膜片等があった場合は、第三者被害予防の観点から応急的に措置を実施した上で上記 I～IV の判定を行うこととする。

詳細調査を行わなければ、I～IV の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに詳細調査を行い、その結果を踏まえて I～IV の判定を行うこととなる。

(その場合、記録表には、要詳細調査の旨を記録しておくこと。)

判定区分の I～IV に分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- I : 監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II : 状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III : 早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV : 緊急に対策を行う必要がある状態をいう

(判定の単位)

部材単位の診断は、少なくとも「表 8-2」に示す評価単位毎に区別して行う。

表 8-2 判定の評価単位の標準

本体	路上	土工構造物	その他付属施設
----	----	-------	---------

(別紙 2 点検項目 (変状の種類) の標準 (判定の単位) 参照)

【補足】

張出歩道の形式によって、部材の変状や機能障害が構造物全体の性能に及ぼす影響は大きく異なる。一方で、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、張出歩道毎の健全性の診断とは別に健全性の診断は部材単位で行うこととした。(別紙 2 点検項目 (変状の種類) の標準 (判定の単位) 参照) なお、「表 8-2」に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について全体への影響を考慮して「表 8-1 判定区分」に従って判定を行う。

部材の点検・診断では、部材毎に着目すべき点を十分に理解した上で行う必要がある。(別紙 4 主な着目点 参照)

(変状の種類)

部材単位の診断は、少なくとも「表 8-3」に示す変状の種類毎に行う。

表 8-3 変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、ゆるみ・脱落、変形・欠損、漏水・滞水、防食機能の劣化、その他
コンクリート部材	ひびわれ、うき、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰、漏水・滞水、その他
その他	沈下・移動・傾斜、洗掘、路面の凹凸、舗装の異常、漏水・滞水、土砂の堆積、植物の繁茂、土砂等の詰まり、排水管の破損、浸食、その他

【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくることが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、措置等の検討に反映するために変状の種類毎に部材について判定を行う。(別紙 2 点検項目 (変状の種類) の標準 (判定の単位) 参照)

## (2) 張出歩道毎の診断

張出歩道毎の健全性の診断は「表 8-4」の区分により行う。

表 8-4 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

### 【補足】

張出歩道毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、張出歩道単位で総合的な評価をつけるものであり、張出歩道の管理者が保有する張出歩道の状況を把握するなどの目的で行うものである。

一般には、構造物の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

ただし、張出歩道は、役割の異なる部材が組み合わされた構造体であり、部材毎に変状や機能障害が張出歩道全体の性能に及ぼす影響は、それぞれの構造形式によって異なるため、その特性を踏まえるものとする。

とくに、第三者被害が発生するおそれがある場合において、応急措置ができない場合、全体の健全性をⅢ以上とし、早期に対策を施すものとする。

## 9. 措置

道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

### 【留意事項】

措置には、補修や補強などの張出歩道の施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための対策のほか、撤去、定期的あるいは常時の監視、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

措置にあたっては、最適な方法を施設の道路管理者が総合的に検討する。定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断を行っていることに留意が必要である。たとえば、対策方法の検討のために追加で実施した詳細調査の結果を踏まえれば、張出歩道の措置方針が変わることも想定される。その場合には、施設の健全性の診断区分も適切に見直すことができる。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て施設の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。たとえば、張出歩道の機能や耐久性を維持するなどの対策と監視を組み合わせることで措置を行うことも考えられ、監視を行うときも道路管理者は適切な措置となるように検討する必要がある。

なお、監視は、対策が実施されるまでの期間、劣化等の変状の進行程度を張出歩道の管理に反映するために、定期的あるいは常時の変化を把握するものである。岐阜県では、監視を行う場合は予め決めた箇所の挙動等を追跡的かつ定量的に把握することを基本とする。



## 10. 記録

定期点検の結果を記録し、当該張出歩道が利用されている期間中は、これを保存する。

### 【留意事項】

定期点検の結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

定期点検に関わる記録の様式、内容や項目について定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。必要に応じて記録の充実を図るにあたっては、利活用目的を具体的に想定するなどし、記録項目の選定や方法を検討するのがよい。

なお、措置を講じたときはその内容を記録しなければならない。措置の結果も、維持・修繕等の計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であり、措置の内容や結果も適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。措置に関する記録の様式や内容、項目に定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。

定期点検の結果の記録として、「点検表記録様式」、「損傷写真」、「損傷図」とする。（記入例を「別紙3」に示す。）

張出歩道本体や路上以外の施設（土工構造物やその他付属施設）に、措置の対応が必要な変状を確認した場合は、〔別紙3 点検表記録様式〕右下の「土工構造物及びその他付属施設で緊急対応が必要な変状」欄にその状況を記録する。

## 別紙1 用語の説明

### (1) 定期点検

定期点検は、定期点検を行う者が、近接目視を基本として状態の把握（点検<sup>※1</sup>）を行い、かつ、張出歩道等の施設毎での健全性<sup>※2</sup>を診断することの一連を言い、予め定める頻度で、施設の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行うものである。

#### ※1 点検

張出歩道及び張出歩道にある附属物の変状や取付状態の異常について近接目視を基本として状態の把握を行うことをいう。必要に応じて実施する、近接目視に加えた打音、触診、その他の非破壊検査等による状態の把握や、応急措置<sup>※3</sup>を含む。

#### ※2 健全性の診断

次回定期点検までの措置の必要性についての所見を示す。また、そのとき、所見の内容を法令に規定されるとおり分類する。

#### ※3 応急措置

張出歩道の状態の把握を行うときに、利用者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などを除去したり、附属物の取付状態の改善等を行うことをいう。

### (2) 措置

定期点検結果や必要に応じて措置の検討のために追加で実施する各種の調査結果に基づいて、道路管理者が、張出歩道の機能や耐久性等の維持や回復を目的に、監視、対策を行うことをいう。具体的には、定期的あるいは常時の監視、対策（補修・補強）、撤去などが例として挙げられる。また、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めなどある。

### (3) 監視

監視は、対策を実施するまでの期間、張出歩道の管理への活用を予定し、予め決めた箇所の挙動等を追跡的かつ定量的に把握することを基本とする。

### (4) 記録

定期点検、措置の検討などのために追加で行った各種調査の結果、措置の結果について、以後の維持管理のために記録することをいう。

### (5) 社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）

岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センターが開設した「社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニット」において、所定の科目を履修し試験に合格した者をいう。（<https://www1.gifu-u.ac.jp/~ciam/>）

(6) 社会基盤メンテナンスサポーター (MS)

土木事務所の所長が委嘱し、岐阜県が管理する道路の舗装や橋、側溝などの道路施設を無償で点検するボランティア。

(7) 予防保全

早期発見・早期補修で、供用限界に達する劣化や損傷を未然に防ぐ考え方。利用者の安心安全とネットワークの信頼性を確保し、ライフサイクルコスト (LCC) の最小化と構造物の長寿命化を図ることができる。

別紙2 点検項目（変状の種類）の標準（判定の単位）

付表-1 点検項目（変状の種類）の標準

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）		
部位	部材	鋼部材	コンクリート部材	その他
本体	床版	腐食 亀裂 破断 ゆるみ・脱落 変形・欠損 漏水・滞水 防食機能の劣化 その他	ひびわれ うき 剥離・鋼材露出 漏水・遊離石灰 漏水・滞水 その他	
	受桁			
	支柱			
	基礎			沈下・移動・傾斜 洗掘
路上	舗装			路面の凹凸 舗装の異常 漏水・滞水 土砂の堆積 植物の繁茂
	地覆			
	排水施設			土砂等の詰まり 排水管の破損
	転落防止柵			
土工 構造物	擁壁			沈下・移動・傾斜 洗掘
	法面			浸食
その他 付属施設	舗装（歩道の張出 歩道上以外）			
	車両用防護柵 （歩車道境界）			
	縁石 （歩車道境界）			
	標識			
	取付階段			
	水路			
	その他付属施設			

【記入例】

支持形式：支柱式（鋼・コンクリート）※、片持ち式（鋼・コンクリート）※

※（ ）内は受桁および支柱の材質を示す。

床版形式：プレキャストPC板、現場打ちコンクリート、デッキプレート（場所打ち）、鋼床版、その他

別紙3 点検表記録様式、損傷写真、損傷図の記入例

施設名・所在地・管理者名等

施設ID	10000018	種別	一般国道	点検日	2023年11月20日	
施設名	10-H-10	路線番号	158	点検者	〇〇株式会社	
支持形式	片持ち式（鋼）	路線名	国道158号（指定区間外）	前回点検日	-	
床版形式	プレキャストPC板	自専道・一般道	一般道	所在地	高山市丹生川町小野	
施工年度	不明	緊急輸送道路	一次	位置情報	緯度	36° 10' 29.90"
延長(m)	24.0	代替路の有無	有		経度	137° 23' 02.13"
幅員(m)	1.5	占用物件	-	管理者	高山土木事務所	

部材単位の診断（各部材毎に最悪値を記入）

点検時に記録				措置後に記録		
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等 が分かるように記載)	措置後の判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
本体	床版	II	ひびわれ、剥離	写真1,2		
	受桁	II	腐食、防食機能の劣化	写真3		
	支柱					
	基礎等	I				
路上	転落防止柵	II	腐食	写真4		
	地覆					
	排水施設					
	舗装等	II	段差、土砂堆積	写真5,6		
土工構造物	擁壁	I				
	法面	III	法面のひびわれ	写真7		
その他附属施設	II	車両用防護柵の腐食	写真8			

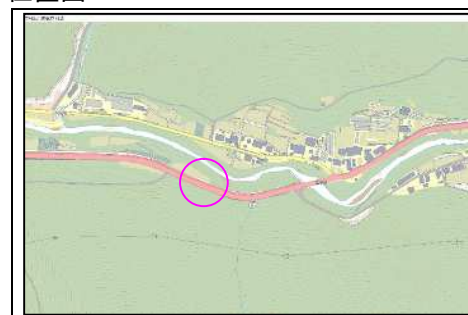
施設毎の健全性の診断（対策区分I~IV）

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
II	プレキャスト床版の上下面にひびわれ、床版上面に凍害による剥離、受桁に腐食および防食機能の劣化、転落防止柵に腐食、路面に土工部の沈下による段差と土砂堆積、車両用防護柵と融雪装置に腐食、法面に浸食が見られる。		

全景写真



位置図



土工構造物やその他附属施設で緊急対応が必要な変状

・法面に大きなひびわれ（写真7）

※施工年度が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真（損傷状況）

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真に記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

本体（床版） 【判定区分：Ⅱ】	本体（床版） 【判定区分：Ⅱ】
写真1 	写真2 
本体（受桁） 【判定区分：Ⅱ】	路上（転落防止柵） 【判定区分：Ⅱ】
写真3 	写真4 

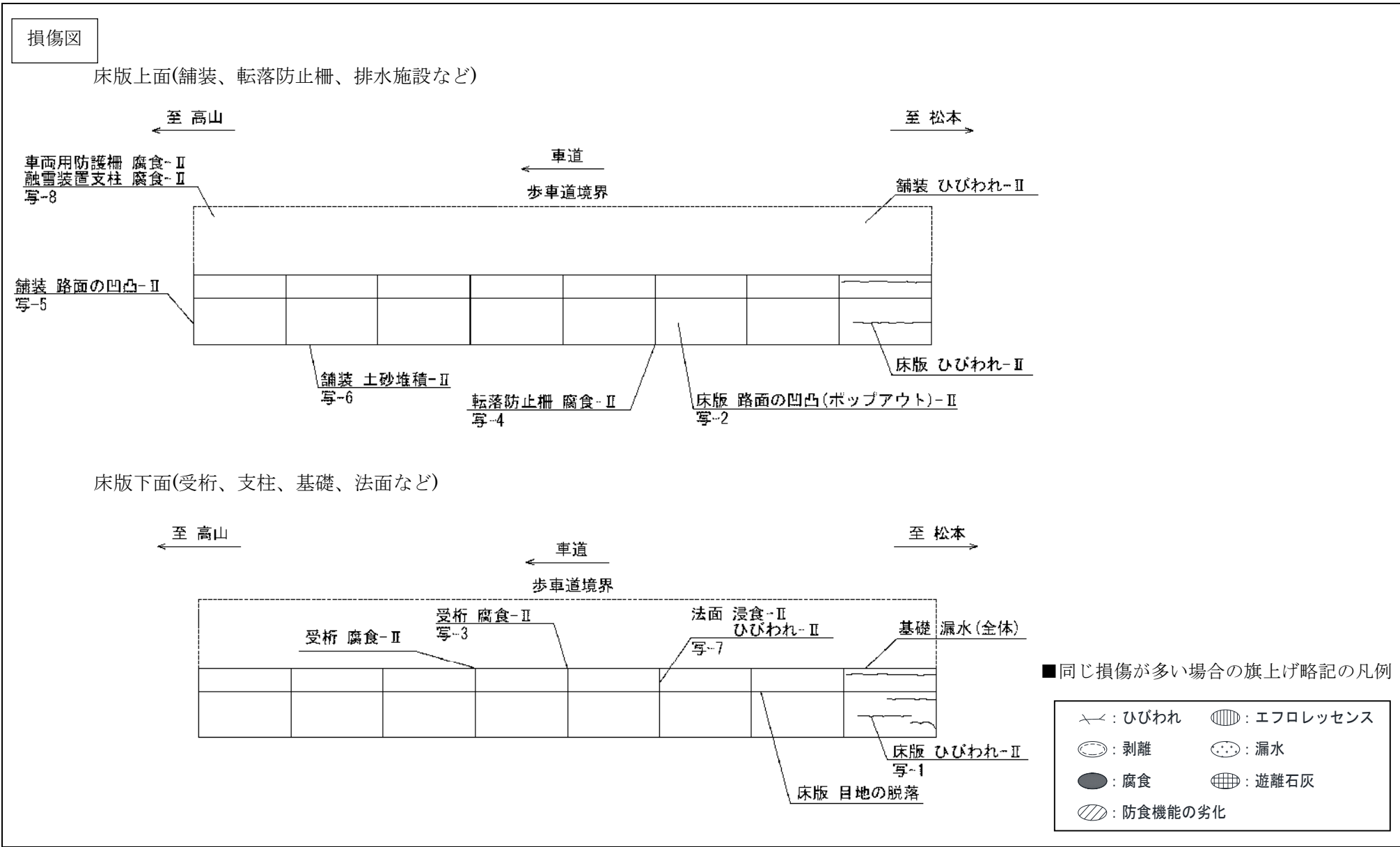
状況写真（損傷状況）

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真に記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p>路上（その他）【判定区分：Ⅱ】</p> <p>写真5</p> 	<p>路上（その他）【判定区分：Ⅱ】</p> <p>写真6</p> 
<p>土工構造物（法面）【判定区分：Ⅲ】</p> <p>写真7</p> 	<p>その他付属施設（車両用防護柵）【判定区分：Ⅱ】</p> <p>写真8</p> 

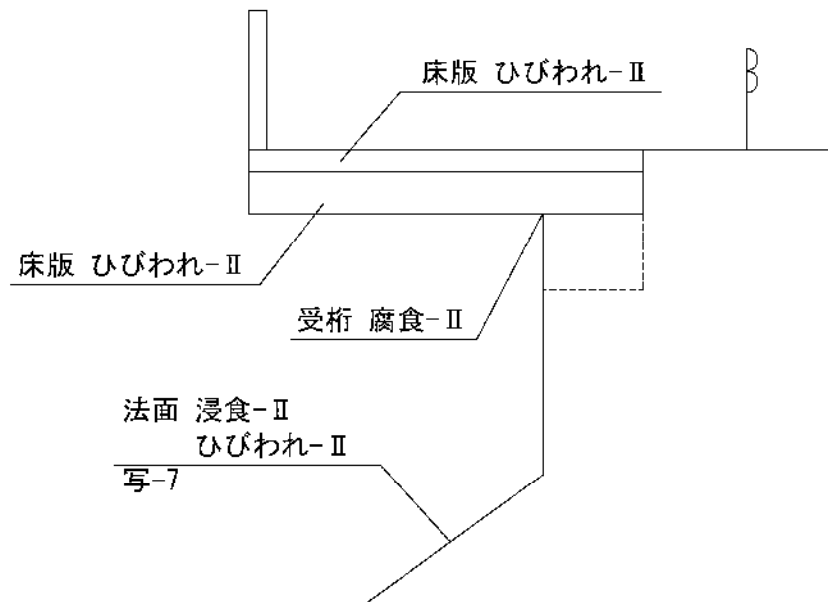
損傷図





損傷図

断面図 (代表的な損傷)



別紙4 主な着目点

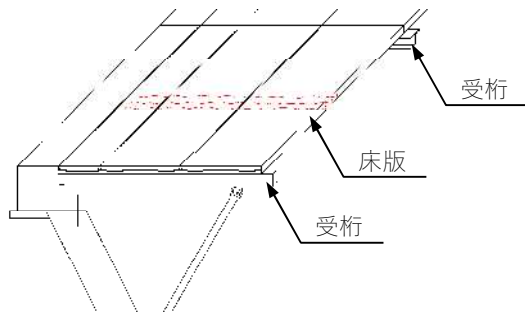
張出歩道の定期点検において着目すべき主な箇所を付表-2に示す。

付表-2 点検時の主な着目箇所の例

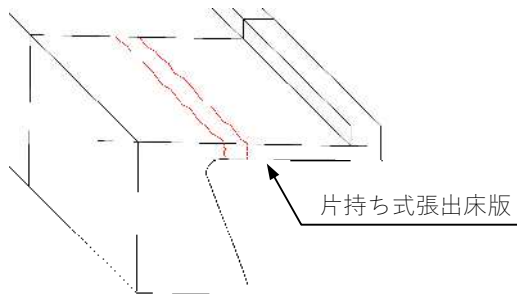
主な着目箇所	着目のポイント
①床版	<ul style="list-style-type: none"> <li>■張出歩道の床版は、受桁で支持する構造や受桁が無く基礎と一体で片持ち梁として張り出す構造があり、それぞれで床版ひびわれの発生箇所やひびわれ方向が変わるため、床版の構造や支持形式に応じた留意が必要である。【床版ひびわれ事例1, 2】</li> <li>■床版厚が薄いため凍害の影響を受けやすく、ポップアウト、ひびわれ等が生じる場合がある。【床版ひびわれ事例3】</li> <li>■歩行者に影響があるような段差や欠損などを特に留意して確認する必要がある。場合によっては、緊急措置も必要である。(管理者への通報)</li> <li>■床版目地の破損や脱落により漏水が生じる場合がある。</li> <li>■土工部との境界および目地に植生が繁茂しやすい。</li> <li>■デッキプレートを底型枠として利用している場合は、鋼製プレート自体が腐食・欠損しても耐荷力に影響はないが、構造部材として利用している場合は留意が必要である。</li> </ul>
②受桁	<ul style="list-style-type: none"> <li>■受桁が鋼製の場合は、床版表面部および土工部からの漏水により腐食が生じる場合がある。特に付け根部に腐食が発生しやすい。</li> <li>■受桁がコンクリート製の場合は、床版表面部および土工部からの漏水によりうき、剥離・鉄筋露出が生じる場合がある。 寒冷地域では、凍害の影響を受けやすく、ひびわれ等が生じる場合がある。</li> </ul>
③支柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>■支柱が破断したり沈下している場合は、路面の通りが不均一になる可能性がある。</li> <li>■支柱が鋼製の場合は、床版表面部および土工部からの漏水により腐食が生じる場合がある。特に取付ボルトや基部に腐食が発生しやすい。</li> <li>■支柱がコンクリート製の場合は、床版表面部および土工部からの漏水によりうき、剥離・鉄筋露出が生じる場合がある。 寒冷地域では、凍害の影響を受けやすく、ひびわれ等が生じる場合がある。</li> </ul>
④基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>■歩道自体が車道完成後に拡幅されたものが多い。そのような場合は、本体側との一体性を確認する必要がある。</li> <li>■張出形式が片持ち式の場合は、支持する基礎の点検が重要である。基礎の変状や支持する周辺地盤の変状に留意が必要である。</li> </ul>
⑤路上 (舗装、地覆、排水施設、転落防止柵)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■隣接する土工の沈下により段差が生じている場合は、利用者に転倒の恐れがある。</li> <li>■舗装のひびわれにより、床版下面に漏水が生じる場合がある。</li> <li>■転落防止柵の構成部材の劣化や、取付部に緩みが生じると、崩壊や転落に至り、利用者に被害が生じる恐れがある。</li> </ul>
⑥土工構造物 (擁壁、法面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■張出歩道の基礎を支持する擁壁に変状が生じている場合は、張出歩道の崩壊等の安定に影響が生じる恐れがある。</li> <li>■張出歩道の基礎を支持する法面が流末不良により浸食されている場合は、張出歩道の崩壊等の安定に影響が生じる恐れがある。</li> </ul>
⑦その他付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■歩車道境界の車両用防護柵や標識等の構成部材の劣化や、取付部に緩みが生じると、倒壊に至り、利用者に被害が生じる恐れがある。</li> <li>■歩車道境界に車両用防護柵または縁石が設置されておらず、車両の乗り入れが可能な場合は、想定外の荷重により倒壊する恐れがある。</li> </ul>

## ■ 床版ひびわれの事例

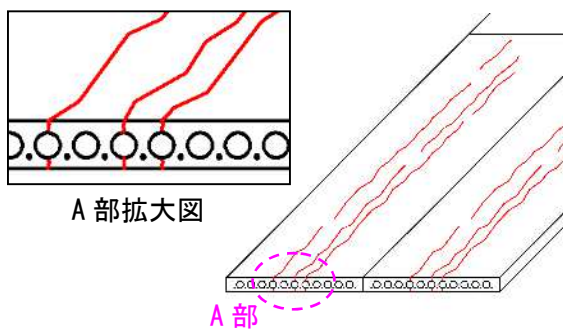
- 【事例1】受桁構造における床版の曲げひびわれ  
・床版支間中央付近の下面にひびわれ



- 【事例2】張出構造における床版の曲げひびわれ  
・張出床版付け根付近の上面にひびわれ



- 【事例3】PC 穴あき床版のひびわれ  
・PC 穴あき床版のボイド（中空）に沿ったひびわれ。床版が薄く寒暖差の影響等による。

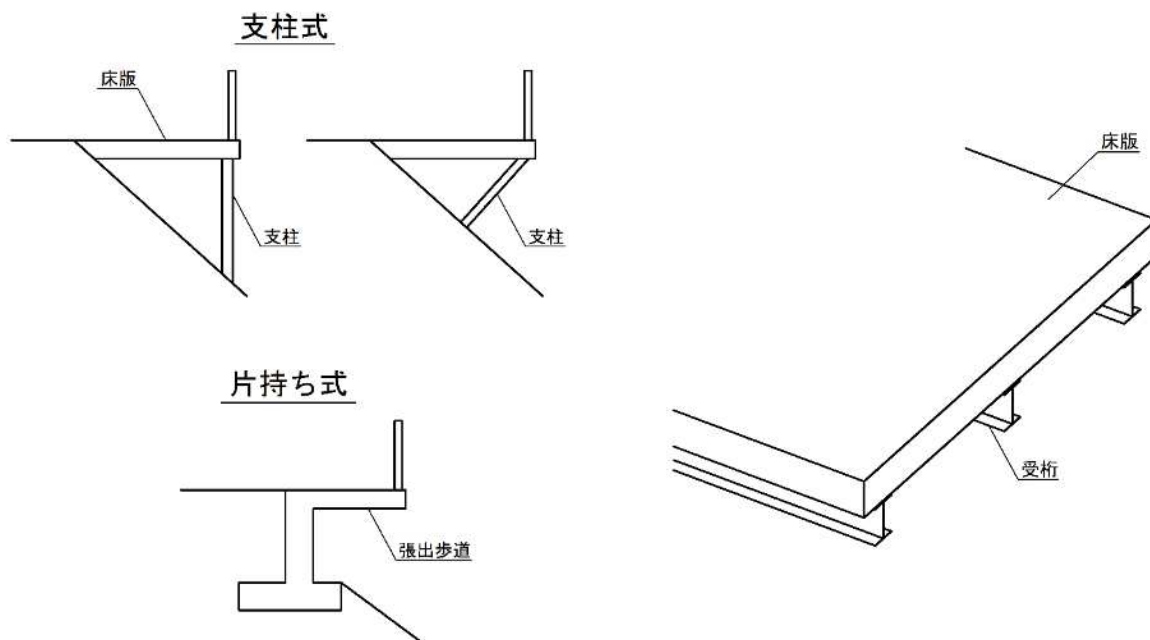


別紙5 張出歩道の形式

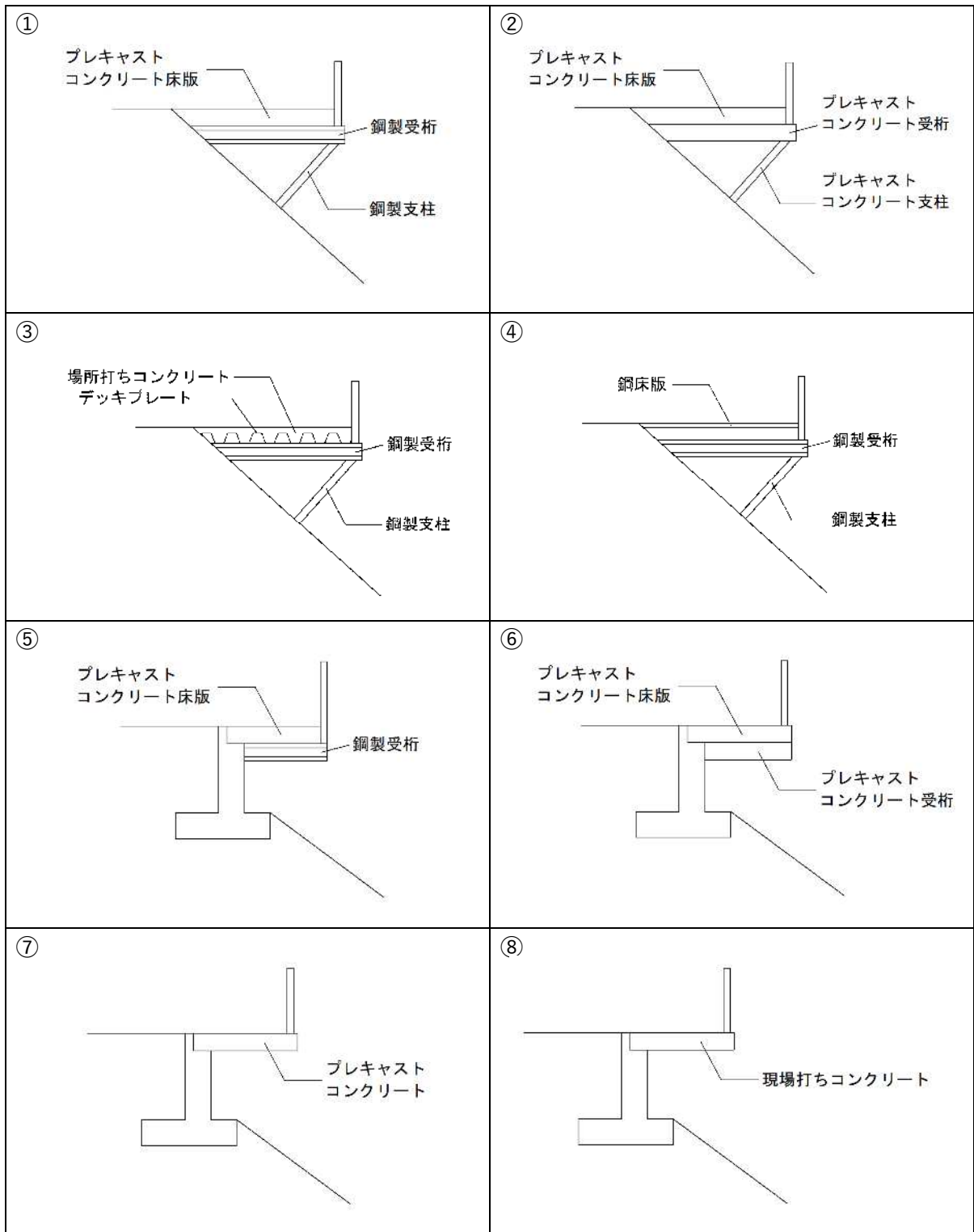
本マニュアルにおける張出歩道の形式を以下に示す。

付表-3 張出歩道タイプ一覧

区分	床版形式	受桁形式	支柱形式	タイプ番号
支柱式	プレキャストコンクリート	鋼製	鋼製	①
		プレキャストコンクリート	プレキャストコンクリート	②
	デッキプレート +場所打ちコンクリート	鋼製	鋼製	③
	鋼床版	鋼製	鋼製	④
片持ち式	プレキャストコンクリート	鋼製	—	⑤
		プレキャストコンクリート	—	⑥
	—	—	⑦	
	現場打ちコンクリート	—	—	⑧



付図-2 張出歩道の区分及び部材名称



付図-3 張出歩道のタイプ別概要図



付図-4 張出歩道のタイプ別写真

## 別紙 6 判定の手引き

部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な変状例に対して、判定にあたって考慮すべき事項の例を示す。なお、各部材の状態の判定は、定量的に判断することは困難であり、また張出歩道の構造形式や設置条件によっても異なるため、実際の定期点検においては、対象の張出歩道の条件を考慮して適切な区分に判定する必要がある。

本資料では、付表-4 に示す部材の種類別に、参考事例を示す。また本資料のほか、橋梁点検マニュアル等の参考事例も参照すること。

付表-4 部材の種類

本体	路上	土工構造物	その他付属施設
床版 受桁 支柱 基礎	舗装 地覆 排水施設 転落防止柵	擁壁 法面	舗装（歩道の張出歩道上以外） 車両用防護柵（歩車道境界） 縁石（歩車道境界） 標識 取付階段 水路 その他付属施設

コンクリート部材	床版	1 / 3
----------	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 プレキャスト床版上面のひびわれ</p>
	<p>例 プレキャスト床版の欠損</p>
	<p>例 床版表面の凹凸（凍害によるポップアウト）</p>
	<p>例 プレキャスト床版下面のひびわれ</p>
<p>備考</p>	



コンクリート部材	床版	2 / 3
----------	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 プレキャスト床版下面のひびわれ、遊離石灰</p>
	<p>例 場所打ち床版下面の鉄筋露出</p>
	<p>例 場所打ち床版下面のひびわれ</p>
	<p>例 床版目地部の漏水</p>
<p>備考</p>	



コンクリート部材	床版	3 / 3
----------	----	-------



判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 床版のひびわれ、うき、剥離・鉄筋露出</p>
	<p>例 床版目地の欠損</p>
	<p>例 床版目地の脱落、漏水</p>
	<p>例 床版目地の脱落</p>
<p>備考</p>	

コンクリート部材	受桁	1 / 2
----------	----	-------


判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 受桁の鉄筋露出</p>
	<p>例 受桁のうき</p>
備考	

コンクリート部材	受桁	2 / 2
判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。(早期措置段階)	
	<p>例 受桁の剥離・鉄筋露出</p>	
	<p>例 受桁のひびわれ</p>	
備考		

コンクリート部材	支柱	1 / 1
----------	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 支柱の水掛かり</p>
備考	


コンクリート部材	基礎	1 / 1
----------	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きくない状態
---------	---------------------------------

	<p>例 基礎（受桁支持部）のひびわれ</p>
備考	


鋼部材	床版	1 / 1
-----	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きくない状態
---------	---------------------------------

	<p>例 床版下面（鋼デッキプレート）の腐食 ※構造部材として利用しているか否かに留意</p>
備考	

その他の材質	床版	1 / 1
--------	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 床版下面の鋼材露出</p>
備考	



鋼部材	受桁	1 / 1
判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態	
	<p>例 受桁基部の腐食（断面欠損無し）</p>	
	<p>例 受桁基部の防食機能の劣化</p>	
	<p>例 受桁の防食機能の劣化</p>	
	<p>例 縦桁の防食機能の劣化</p>	
備考		


鋼部材	支柱	1 / 2
-----	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 支柱取付ボルト・ナットの腐食</p>
	<p>例 支柱取付ボルト・ナットのゆるみ</p>
	<p>例 支柱取付ボルトの腐食</p>
	<p>例 支柱基部の腐食</p>
<p>備考</p>	

鋼部材	支柱	2 / 2
-----	----	-------

判定区分 III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。(早期措置段階)
----------	--

	<p>例 支柱基部の断面欠損</p>
備考	

その他	路上	1 / 4
-----	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 路面の段差</p>
	<p>例 床版上面の土砂堆積</p>
	<p>例 目地部の植生繁茂</p>
	<p>例 アスファルト舗装のひびわれ</p>
<p>備考</p>	

その他	路上	2 / 4
-----	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きくない状態
---------	---------------------------------

	<p>例 薄層舗装のひびわれ</p>
	<p>例 薄層舗装の摩耗</p>
	<p>例 転落防止柵埋込部のひびわれ</p>
	<p>例 落下物防止柵埋込部の欠損</p>
<p>備考</p>	

その他	路上	3 / 4
-----	----	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 転落防止柵の腐食</p>
---	-----------------------

	<p>例 転落防止柵の変形</p>
--	-----------------------


	<p>例 地覆の鉄筋露出</p>
---	----------------------

	<p>例 地覆目地の欠損</p>
---	----------------------

備考	
----	--

その他	路上	4 / 4
-----	----	-------


判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 転落防止柵基部の土砂堆積</p>
備考	

その他	土工構造物	1 / 1
-----	-------	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 法面の浸食 擁壁基部の洗掘</p>
---	--------------------------------

	<p>例 擁壁のひびわれ</p>
--	----------------------

	<p>例 法面の浸食</p>
---	--------------------


--	--

備考	
----	--



その他	その他付属施設	1 / 1
-----	---------	-------

判定区分 II	変状が進行しているものの、構造物の機能への影響は大きい状態
---------	-------------------------------

	<p>例 車両用防護柵の腐食 附属施設の腐食、欠損</p>
	<p>例 車両乗入れ防止措置の未設置</p>
	<p>例 不法占用</p>
<p>備考</p>	